

青森市居住支援協議会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号。以下「法」という。）法第81条第1項の規定に基づき、法第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議する青森市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の設置、構成、運営等に関し必要な事項を定め、もって本市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、協議会を設置する。

（所掌事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する相談対応及び情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する相談対応に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- (5) その他目的達成のために必要な事業

（組織）

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

（役員）

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、都市整備部住宅政策課長をもって充てる。
- 3 副会長は、会員の互選により選出する。

（役員の職務）

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（役員の任期）

第7条 会長の任期は、当該職員が第5条第2項の職にある期間とする。

- 2 副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副会長は再任されることができる。

（会議）

第8条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、原則として毎年度1回開催するほか、会長が必要と認めたときは、その都度開催することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、都市整備部住宅政策課に置く。

(秘密の保持)

第10条 会員（第8条第3項の規定により会議に出席した者を含む。）は、協議会の活動において知り得た秘密を第三者に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、知り得た個人上の漏洩、滅失および毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

区 分	関係機関等
福祉団体	社会福祉法人青森市社会福祉協議会
不動産団体	公益社団法人青森県宅地建物取引業協会
	公益社団法人全日本不動産協会青森県本部
	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会青森県支部
居住支援法人	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	一般社団法人日本サンライフ終身身元保証協会
	消費者信用生活協同組合
青森市	都市整備部住宅政策課
	こども未来部子育て支援課
	福祉部福祉政策課
	福祉部高齢者支援課
	福祉部介護保険課
	福祉部障がい者支援課
	福祉部生活福祉一課
	福祉部生活福祉二課
	市民部生活安心課
	市民部人権男女共同参画課